

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「医療という希望を創る。」というミッション及び企業価値の継続的な向上の実現のため、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが必要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの強化を当社グループの経営の重要課題の一つとして位置付けています。その実現のために、法令及び規範等の遵守、業務執行及び意思決定プロセスの有効性及び効率性の確保等に努め、取締役会・監査等委員会を中心に、情報共有・モニタリングを適切に行うこととしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エムスリー株式会社	18,600,000	63.45
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	1,820,000	6.21
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	960,600	3.28
株式会社日本政策投資銀行	870,400	2.97
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	817,000	2.79
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	498,400	1.70
田邊 隆通	414,000	1.41
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	383,600	1.31
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PA RTY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	325,000	1.11
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	300,600	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

エムスリー株式会社 (上場:東京) (コード) 2413

補足説明更新

2024年12月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、濱口慶太の2024年11月27日現在の所有株式数が1,820千株であり、同日現在の同氏の株券等保有割合が6.21%である旨が記載されていますが、当社は、同氏の所有株式がNATIONAL FINANCIAL SE

RVICES LLCの所有株式数に含まれており、同氏の2026年3月31日現在の所有株式数が1,820千株（発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合：6.21％）であることを確認しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主がその影響力を利用して自社に有利な取引を行い、当社ひいては当社の少数株主の利益を害することを防止するため、支配株主と取引を行う場合は「関連当事者取引管理規程」に従い、取引の合理性及び取引条件の妥当性等について、独立社外取締役も参加する取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社からの事業上の制約は無く、重要事項の決定に係る事前承認は要求されていません。当社の取締役のうち、親会社の役職員を兼任している取締役は1名であり、当社取締役7名の半数に至る状況にはなく当社独自の経営判断が行える状況であり、当社の経営方針、営業政策に従って事業活動を展開しています。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
芦澤 千尋	他の会社の出身者											
加藤 佑子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芦澤 千尋	○	○	—	弁護士として20年以上にわたり国際的な法律事務所での豊富な実務経験を有するとともに、国内外の資本市場取引、金融商品取引法その他の企業法務、上場会社の情報開示及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しており、当該知見を活かして当社の経営に対する助言、意見をいただくこと及び業務執行の監督等いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役役に選任しています。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。
加藤 佑子	○	○	—	民間企業での実務経験を経て弁護士となり、企業法務全般、特に人事労務分野において豊富な専門知識と経験を有しており、当該知見を活かして当社の経営に対する助言、意見をいただくこと及び業務執行の監督等いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役役に選任しています。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。

【監査等委員会】

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査部が監査等委員会の監査業務を適宜補助します。また、監査等委員会により監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役の命令を受けないこととしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人より監査方針、監査計画及び監査結果の説明報告を受けると共に、適時に必要な情報交換、意見交換を行い、連携を保っています。また、監査等委員会と内部監査部は、監査の過程において発見された事項について適宜、相互に報告を行い、取締役、その他の執行機関に対して、業務改善等に関する提言を連携して行います。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明

取締役会の諮問機関として任意の報酬諮問委員会を設置しています。当委員会は報酬諮問委員会規程に基づき、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化することを目的として活動しており、取締役の報酬等について審議し、その結果を取締役会に答申します。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬は、金銭報酬及び非金銭報酬より構成され、役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結売上高、EBITDA、生産性、顧客価値、理念浸透、医療の質、コンプライアンス、マテリアリティの推進等を総合的に勘案して設定される係数を乗じた額としています。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績責任及び中長期的な企業価値向上に対する意識を高めるためです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループの企業価値を高めるために、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社グループの役職員等に対して、有償にて新株予約権を発行しています。
また、取締役及び執行役員に対する非金銭報酬として、無償にて新株予約権および株式報酬型ストックオプションを発行しています。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。取締役の報酬は、区分ごとにそれぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は基本報酬、業績連動報酬により構成されており、その報酬等の額又はその算出方法の決定に関しては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として設置した任意の報酬諮問委員会の審議を経て、同業他社の水準、職責の範囲、従業員の給与水準との比較等を総合的に勘案し、取締役会決議に基づき代表取締役に一任され、決定します。代表取締役に一任している理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しています。

業績連動報酬は、金銭報酬と非金銭報酬にて構成されており、役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結売上高、EBITDA、生産性、顧客価値、理念浸透、医療の質、コンプライアンス、マテリアリティの推進等を総合的に勘案して設定される係数を乗じた額としております。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績責任及び中長期的な企業価値向上に対する意識を高めるためです。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬により構成されており、その支給の決定の方針及び個々の監査等委員の報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、報酬諮問委員会の審議を経て、常勤・非常勤の別、職責の範囲を勘案し、監査等委員会にて決定しています。2026年3月期においては、報酬諮問委員会を5回開催し当社役員の報酬に係る審議を行いました。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役に対しては、毎月開催する取締役会において、各取締役から、議案の説明のほか、重要事項の説明等を行うなどの情報伝達体制を構築しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

当社の取締役会は、代表取締役 濱口慶太、取締役 田邊隆通、松浦俊雄、大場啓史、監査等委員である取締役 桶谷主税、監査等委員である社外取締役 芦澤千尋、加藤佑子の7名で構成されており、代表取締役 濱口慶太が議長を務めています。原則として月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程及び職務権限規程に基づき重要な業務執行に係る意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しています。直前事業年度は12回の取締役会を開催し、業績や各事業の業務執行状況のモニタリングに加え、①代表取締役選定や執行役員の選任、②ストックオプションや報酬諮問委員会等の報酬関連、③重要な投融資に関する事項、年度予算、決算・財務関連、サステナビリティ関連等の事業戦略、④株主総会の開催、リスク・コンプライアンス関連、重要な規程の新設・改廃、関連当事者取引、取締役会の実効性評価、役員債務保証、内部監査計画等のガバナンス関連、⑤グループ会社に対する議決権行使等グループ内の意思決定について審議・報告を行いました。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役 桶谷主税、監査等委員である社外取締役 芦澤千尋、加藤佑子の取締役3名で構成されており、桶谷主税が監査等委員長を務めています。原則として月1回の定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しています。監査等委員会は、内部監査及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等、連携を密にし、監査機能の向上を図っています。

(報酬諮問委員会)

当社の報酬諮問委員会は、監査等委員である取締役 桶谷主税、監査等委員である社外取締役 芦澤千尋、加藤佑子の3名で構成されており、桶谷主税が委員長を務めています。原則として年に1回開催し、その他必要と認めた場合にも開催しています。当委員会は報酬諮問委員会規程に基づき、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として活動しています。

(経営会議)

当社の経営会議は、代表取締役 濱口慶太、取締役 田邊隆通、松浦俊雄、執行役員 大橋悠介の4名で構成されており、監査等委員である取締役 桶谷主税が陪席し、代表取締役 濱口慶太が議長を務めています。原則として毎週開催し、職務権限規程に基づき、業務執行に係る意思決定を行うとともに、業務執行状況の確認を行っています。

(内部監査部)

当社の内部監査部には内部監査部長1名、担当者5名の計6名が所属しており、業務執行状況の適法性、リスク管理への対応等を含む業務の妥当性等について、直轄する代表取締役のリスク認識を基に重要な監査対象項目を設定し、内部監査に取り組んでいます。

(リスク・コンプライアンス委員会)

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役 濱口慶太、取締役 田邊隆通、松浦俊雄、監査等委員である取締役 桶谷主税、執行役員 伊藤綾、堀健一郎、藪康人、鎌刈亮介、大橋悠介、古屋修で構成されており、代表取締役 濱口慶太が委員長を務めています。原則として四半期毎に開催し、その他必要と認めた場合にも開催をしています。当該委員会では、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスクの適切な管理及びコンプライアンスの遵守やその体制整備のための活動を行っています。

(情報セキュリティ委員会)

当社の情報セキュリティ委員会は、内部統制担当者及び社内システム部門のセキュリティ担当者の各1名以上で構成され、社内システム部門を管掌している部長が情報セキュリティ委員長を務めています。当該委員会では、情報セキュリティ安全基準に基づき、全社レベルの情報セキュリティの状況及び情報セキュリティインシデントを正確に把握し、必要な対策を迅速に実施するために活動しています。

(投資委員会)

当社の投資委員会は、代表取締役 濱口慶太、取締役 田邊隆通、執行役員 大橋悠介の3名で構成されており、監査等委員である取締役 桶谷主税が陪席し、代表取締役 濱口慶太が委員長を務めています。また、必要に応じてオブザーバーとして各部室長等も出席しています。原則として毎週開催し、投融資規程に基づき、投資に関する重要事項の審議と方針決定を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度の採用により、取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としています。また、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能となるため、迅速かつ機動的な経営が可能となります。なお、意思決定における牽制と監視が実質的に機能するよう、会議体における決裁を重視した体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	正確な情報提供等の観点を考慮しつつ、株主の利便性にも資するように株主総会の日程を設定するように努めています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家の皆さまの利便性向上を図るため、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討します。
招集通知(要約)の英文での提供	日本語同様に当社ホームページ内のIRウェブサイトにて、英語版の招集通知(要約)を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用サイトにおいてディスクロージャーポリシーを掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を年に2回開催するほか、随時個別面談の機会を設け、継続的な対話を行うように努めています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンス等の場を活用するほか、随時個別面談の機会を設け、継続的な対話を行うよう努めています。現時点において、海外投資家向けに定期的説明会を開催することは予定していませんが、今後の海外投資家の保有比率等を考慮しながら検討していく方針です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIR専用サイトにおいて決算情報、適時開示情報などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コミュニケーション戦略部にIR担当を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守とともに諸規程を適正に管理し、ステークホルダー（利害関係人）の立場を尊重し、顧客・取引先・社員・株主等を含む幅広い社会との健全で良好な関係を維持することに努めています。また、適時開示規程、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアルに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「医療という希望を創る。」をミッションとして掲げ、患者・医療従事者・社会の不と負を解消し、希望を創り出す事業を目指すため、サステナビリティ経営を実践しています。 当社グループのサステナビリティに関するこれまでの取り組み状況については当社ホームページ (https://www.cuc-jpn.com/sustainability/) をご確認ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則の遵守、社内体制及びIR活動の充実などを図ることにより、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第399条の13第1項1号ハ及び会社法施行規則第110条の4第2項が規定する「内部統制システム」の基本方針を2020年6月30日の取締役会において決議し、2022年12月21日の取締役会にて改訂決議しています。現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりです。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、必要な諸規程を定め、当社子会社にも必要な規程については適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程の制定や改廃を行う。
- イ. 業務執行取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
- ウ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発活動並びにコンプライアンス体制の整備、維持及び向上に努める。
- エ. 各業務執行部門から独立した内部監査担当者を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び当社子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、代表取締役社長及び監査等委員会にその結果を報告する。
- オ. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社の取締役及び使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。
- カ. 反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署は、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応する。

2. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、担当役員決裁その他「職務権限規程」及び「決裁規程」に基づき決裁された重要な文書については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧権限者が必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、各主管部門が管理・保管する。
- イ. 「情報セキュリティポリシー」「個人情報取扱規程」「特定個人情報取扱規程」等を整備し、重要情報の取扱いの安全性を確保する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築、運用する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 「職務権限規程」及び「決裁規程」によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。
- イ. 執行役員制度を採用し、取締役は経営の迅速化、取締役会の監督機能の強化等、経営機能の発揮に努め、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、業務を遂行する。
- ウ. 取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置し、同委員会は、取締役会の報酬等について審議し、その結果を取締役に答申する。

5. 当社並びに当社親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、当社親会社の内部統制との連携体制を構築する。
- イ. 「関係会社管理規程」を制定し、関係会社管理を所管する部署と関係部署とが協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。

- (1) 当社子会社の経営状況の把握
- (2) 当社子会社における内部統制システムの整備・運用
- (3) 当社子会社の重要なリスクの把握
- (4) 当社子会社の取締役の業務執行状況の把握

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」という。）を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から監査補助者を任命する。
- イ. 監査補助者の監査等委員会の職務に係る業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査補助者としての任命・異動・評価等、その人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
- ウ. 監査補助者が、監査等委員会の職務に関して監査等委員会より受けた指揮命令が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人からの指揮命令と競合する場合には、監査等委員会の指揮命令を優先する。

7. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告をするための体制、並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社又は当社子会社の業務執行状況について報告する。
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

8. 前項の報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 代表取締役社長と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
- イ. 監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- ウ. 当社及び当社子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社はコンプライアンス強化を実践するため、リスク・コンプライアンス規程及び反社会的勢力等排除に関する規程を定めており、当社における経営の基本方針としています。

実務上の業務マニュアルとして反社会的勢力等対応マニュアル及び反社会的勢力等の調査実施マニュアルを整備しており、取引先チェックシートを作成して取引先情報の保管管理をしています。

新規取引先については、契約締結前に外注調査会社等を用いて情報収集を行い、反社会的勢力と疑われる情報がないか確認を行うとともに、契約締結時に反社会的勢力排除条項を契約書に記載する等、反社会的勢力との関係を遮断するための措置を行っています。また、既存取引先についても年1回の調査を行い、反社会的勢力との関与が確認された場合は、取引停止・契約解除の対応をとることとしています。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

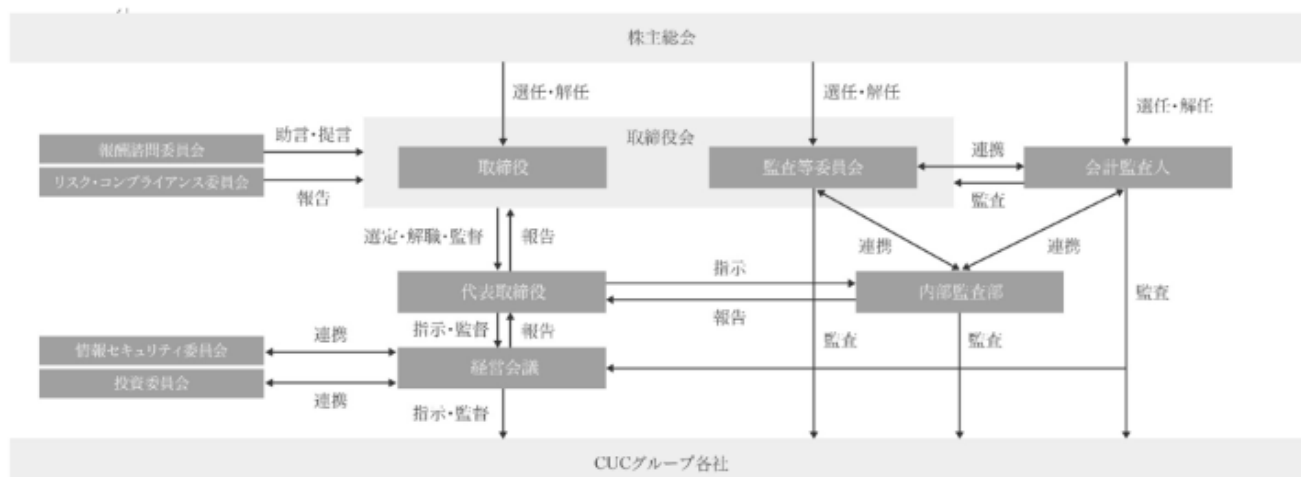
買収への対応方針の導入の有無

なし

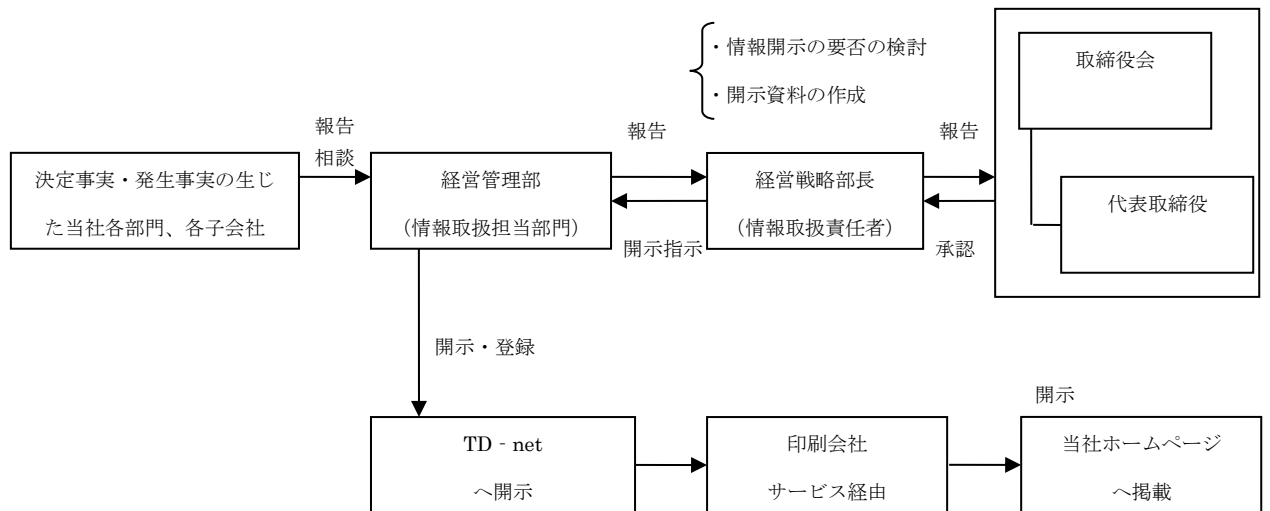
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しています。



・ 発生事実・決定事実



・ 決算情報

